



# 「農協の地域化」を考える

(社) 北海道地域農業研究所

常務理事

増田 幸雄

## 一、北海道は准組合員王国

全道的に農協の総組合員数は近年横這いの傾向である。離農の進行によって正組合員は減少しているが准組合員が増加しているからである。即ち正組合員は平成六年の二二万一、八二四人から平成十二年は九万六、三二五人と一万五、五〇〇人、一四%も減少しているのに対し、准組合員は二万九、四〇〇人、九・三%増加しているからである。

また、総組合員に占める准組合員の比率は七〇%に達しており、その構成比率は年度毎に高まっている。しかも准組合員数は正組合員の約二・三倍に達している。この数値はダントツに全国一高い准組合員比率である。数字だけをみれば北海道は准組合員王国なのである。

全国的には准組合員比率が五〇%以上の農協は二一・七%であるのに対し、北海道は四八・二%にのぼっている。何故本道の准組合員比率が高いかは「加入を積極的に奨めている」「加入希望者は認める」とする積極派の農協が五六・三%も占めているからである。

## 二、農協の地域化

さて、「農協の地域化」という言葉は農協界では定着していない。むしろこの言葉を使う関係者は稀であろう。この言葉は農業を主体とする職能協同組合としての農協と一九七〇年代から農業構造の変質によって都市化に呼応して論議されてきた「地域協同組合」との中間的意味合いである。

即ち、「農協の地域化」は職能組合として農業活動を主体とする

本道 J A の組合員の動向

単位 (人)

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
総組合員数	318,277	322,506	323,903	323,703	323,114	323,061	322,156
内准組合員数	206,453	212,830	216,736	220,046	222,889	225,446	225,841
内正組合員数	111,824	109,676	107,167	103,657	100,225	97,615	96,315
准組合員比率	64.9%	66.0%	66.9%	68.0%	69.0%	69.8%	70.1%
准組 / 正組比	185%	194%	202%	212%	222%	231%	234%

J A 要覧

が地域社会及び住民への貢献も同時に行うという考え方である。

「地域協同組合」の法的妥当性・根拠としては農協法における准組合員制度の採用と事業領域の規定である。即ち農協という職能組織とは全く無関係な地域住民を自益権のみで准組合員という資格で加入を容認していることと法第十条の事業領域が農業面の事業に限定されず、非農家領域にわたる多様な領域に及んでいることである。いわば日本の農協は特異な制度が採用されているのである。

この地域協同組合論は昭和四〇年代中期に兼業化及び都市化の進行に対処して、農協の基本的組織形態は職能的協同組合から地域的協同組合に転換すべきとする意見である。

これに対し、地域協同組合推進者と、この理論の批判者との間で激しい論争が展開されてきたという歴史をもっている。

地域協同組合論に対し北大の太田原教授は著書「系統再編と農協改革、一九九二年発行」の中で「地域協同組合論とは、農協は農業協同組合であることを止め、職能に限定されない地域住民の協同組合に編成替えするものである」、また地域協同組合論の特徴は、「農協法第一条の撤退ないし改正を主張し、特に「農業生産力の増進」を目的とすることに反対している」と述べており、地域協同組合の性格を端的に表現している。

一方、当時の農水省の見解は、「農民の協同組織体の担うべき役割が一層重要となることに鑑み、「農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上をはかる」ための農民の協同組織体としての農協の目的及び性格は堅持すべきである」とし、地域協同組合に対しては否定的見解であったが、今日ではそれを認めざるを得ない状況

のようである。

これに対し全中は「本質的には、農協が農民主体の協同組織であることを再確認し、併せて、地域協同体としての機能が発揮できるように措置する」とし職能組織としての機能と地域協同組合の機能を併せ持つ農協の方向性を打ち出している。

その後、全国農協大会において、日本農業の方向づけとしての農業基本構想及び生活事業に取り組む姿勢と事業を明らかにした生活基本構想（一九七〇年）を決議し、農業面と生活面の二正面路線



ゆりねの収穫

を定めた。かつ後者の中で地域社会建設という課題を提起している。この路線は地域協同組合化を肯定したものであり、従来の職能組合に加え、地域を視点に当てた農協運営を行うという路線転換を系統組織として初めて認知したのものとなっている。

さらに、全中は第一九回全国大会（一九九一年）において「農業農村振興を、快適なわがむら・まちづくり」「運動（略称地域づくり運動）」を初めての運動として決議し、その後の大会でこの運動を継続し、発展させることを決議しており、一層地域協同組合化の方向に傾斜してきている。

さらに、一九九五年原則の一つである「地域社会への係わり」に対する全中の見解は、JAにとっても高齢者福祉問題や地域環境問題が重みを増していくなかで、「JAが益々地域社会に欠かせないものとして認められ、喜ばれる存在になれるのか？この原則はそういう問いかけを提起しており、JAが単体として、またグループとして、自ら展望を切りひらいていく契機として、この原則を実践していくことが期待される」としている。

農協が取り組む地域社会及び住民に貢献する事業は生活・文化事業及び信用・共済・生活購買事業等である。これらの事業は農家組合員と地域住民の共通の事業として取り組むことが可能である。

生活文化事業に取り組む必要性について「農協組合員を対象として生活文化事業に取り組むことは、協同組合の基本的任務である。特に文化面で取り残されている地域におけるこの活動は自治体だけでなく、協同組合の任務である」（太田原教授）、またレイドロウ氏も協同組合は単なる組合員の利益を越えたところに目的を持っているとして「知的・精神的要求の充足」の重要性を指摘している。さらに一九九五年原則では「協同組合の地域社会への貢献に対する特別の責任」を強調している。「協同組合は、第一義的には、その組合員の利益のために存在する組織である。協同組合は組合員と深

く結びついている。しかし、多くの場合、特定の地理的空間の中で結びついているため、組合は組合員の形成している地域社会とも結びついていることが多い。そこで、協同組合は「経済的・社会的・文化的な意味で」地域社会の発展が持続することを確実にしていく特別の責任を持っている」として地域社会への貢献を謳っている。

### 三 北海道における「農協の地域化」

北海道はもともと職能組織として農業一筋にがんばってきた地域であり、その功績は高く評価されている。今後においても農業の職能組織であることは当然であるが農業・農村環境の変化により、「地域化」に対応せざるを得ない農協が多くなっていると思われる。北海道において「地域化」に取り組む必要のあるところは都市化地域と過疎化地域である。それらの理由を五点に要約しておきたい。

#### (一) 組合員意識は営農から生活主体に変化

組合員は農協運動の目標は営農と生活の向上であるが個の確立意識のためにより、生活・文化事業重視の二一スが顕在化しており、その二一スに対応しなければならぬ。即ち農家組合員と地域一般住民の意識に共通性もたれ、地域ぐるみの生活事業の展開が可能な土壌ができつつある。

#### (二) 准組合員に対する事業対応と加入拡大

地域住民を単なる取引対象として、無原則に准組合員化すること

は慎むべきであろう。当面の課題は、組合員の過半あるいは無視しえない比率に達している地域では准組合員に対する実質的な対応措置を講ずることが必要である。このことが効果を生み、地域化が軌道に乗った段階で員外利用制限の関係からも准組合員の一層の拡大を図る必要がある。

また、農協が地域社会に貢献するものとしては次の事業が想定される。

- ① 高齢者福祉
- ② 生活物資供給
- ③ 生活及び企業資金供給
- ④ 生活保障
- ⑤ 健康管理活動
- ⑥ 生活文化活動
- ⑦ 長期生活設計活動
- ⑧ 生活関連相談事業
- ⑨ 地域連帯事業、等

#### (三) 農協経営の安定化の必要性

本道の離農は毎年二、〇〇〇戸程度で進行し、さらに、今後四〇%に及ぶ高齢農家の五月雨的リタイヤが近い将来予測され、農協の組織基盤の脆弱化による事業拡大の限界、経営収支の悪化が益々深刻化する。地域及び地域住民に対する事業等の展開は農協のイメージ効果やサービス効果などが発揮され、准組合員加入及び経済事業の利用が拡大することは実践農協において証明されている。

地域指定別市町村数

支庁名	町村数	都市化			過疎化	
		未線引都市 計画区域数	割合	線引都市計 画区域数	指定地域	割合
石狩	10	7	70.0	6	2	20.0
空知	27	16	50.0		24	88.9
上川	24	12	50.0	3	18	75.0
留萌	9	3	33.3		9	100.0
渡島	17	9	52.9	4	10	58.8
檜山	10	3	30.0		10	100.0
後志	20	6	20.0	1	16	80.0
胆振	15	10	66.7	4	6	40.0
日高	9	3	33.3		5	55.5
十勝	20	12	60.0	4	14	70.0
釧路	10	6	60.0	2	8	80.0
宗谷	10	3	30.0		9	90.0
網走	26	11	42.3	1	20	76.7
根室	5	2	40.0		1	20.0
計	212	103	48.6	25	152	71.7

(四) 都市化の進展と地域貢献

次に都市化の状況であるが本道二二市町村のうち、都市化地域が二一八市町村、六〇・四％である。このうち、線引都市計画区域が二五市町村、一一・八％である。都市化した農協は職能組合を継続することの意味が薄くなる。従って地域協同組合の性格を強く持ちつつ、地域社会に欠かせない存在として地域貢献を果たすことが重要である。

(五) 過疎化の進展と地域貢献

また、一方過疎化地帯は本道全市町村の七二％にも達している。(同一市町村に都市化と過疎化区域がある事に注意) 後継者や新規就農者を確保するためには少なくとも「ここに住みたい」という意欲の沸く活性化された地域であることが必要である。過疎化と担い手の確保とは相関関係があり、過疎化が進行するほど後継者の確保が困難となる。従って「農協の地域化」に取り組み、地域社会に欠かせない存在として地域活性化に貢献することが期待される。

最後に、現在のJA綱領の中に、「環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう」として農協が地域社会の貢献を謳うに至っていることを注目したい。